

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月29日京都市条例第132号）（行財政局人事部給与課）

労働基準法の一部改正等を踏まえ、任命権者が職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務すること又は休日若しくは勤務を要しない日として定めた日に勤務することを命じる場合に、これらの勤務に関し必要な事項を人事委員会が定めることとしました。

この条例は平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第132号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(勤務時間等)」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 任命権者が職員に対して前項に規定する勤務時間を超えて勤務すること又は第4条に規定する休日等に勤務することを命じる場合におけるこれらの勤務に関し必要な事項は，人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)